

令和7年1月県議会

厚生常任委員会説明資料
(予算及び条例等関係)

健 康 福 祉 部
病 院 局

目 次

【予算関係議案】

議案第 1 号 令和 7 年度熊本県一般会計補正予算（第 7 号）

○ 令和 7 年度 1 月補正予算課別一覧表	P 1
○ 健康福祉政策課	P 2
○ 健康危機管理課	P 5
○ 子ども未来課	P 6
○ 子ども家庭福祉課	P 7
○ 医療政策課	P 9

議案第 7 号 令和 7 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 2 号）

○ 病院局	P 10
-------	------

議案第 49 号 令和 7 年度熊本県一般会計補正予算（第 8 号）

○ 令和 7 年度 1 月補正予算（追号）課別一覧表	P 11
○ 健康福祉政策課	P 12
○ 健康危機管理課	P 15
○ 高齢者支援課	P 17
○ 認知症施策・地域ケア推進課	P 18
○ 社会福祉課	P 19
○ 子ども未来課	P 21
○ 子ども家庭福祉課	P 23
○ 障がい者支援課	P 26

○ 医療政策課	P 2 9
○ 国保・高齢者医療課	P 3 0
○ 健康づくり推進課	P 3 1
○ 薬務衛生課	P 3 2

議案第 53 号 令和 7 年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○ 国保・高齢者医療課	P 3 3
-------------	-------

議案第 58 号 令和 7 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 3 号）

○ 病院局	P 3 4
-------	-------

【 条例等議案 】

議案第 11 号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (子ども未来課)	P 3 6
--	-------

議案第 12 号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (子ども未来課)	P 3 9
--	-------

議案第 13 号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (子ども家庭福祉課)	P 4 2
--	-------

議案第 14 号 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例の制定について (障がい者支援課)	P 4 5
---	-------

令和7年度 11月補正予算 課別一覧表

健 康 福 祉 部

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国支出金	地方債	その他		
健 康 福 祉 政 策 課	9,598,819	9,300	9,608,119				9,300	
健 康 危 機 管 理 課	1,701,155	101,364	1,802,519			101,364		
高 齢 者 支 援 課	3,494,131		3,494,131					
認 知 症 施 策・地 域 ケ ア 推 進 課	28,987,817		28,987,817					
社 会 福 祉 課	5,207,217		5,207,217					
子 ど も 未 来 課	24,648,148	42	24,648,190			42		
子 ど も 家 庭 福 祉 課	12,318,004	1,144	12,319,148				1,144	
障 が い 者 支 援 課	27,309,824		27,309,824					
医 療 政 策 課	8,572,835	7,557	8,580,392	3,676		205	3,676	
国 保 ・ 高 齢 者 医 療 課	51,890,796		51,890,796					
健 康 づ く り 推 進 課	3,098,227		3,098,227					
薬 務 衛 生 課	282,546		282,546					
合 計	177,109,519	119,407	177,228,926	3,676		101,611	14,120	

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子 ど も 家 庭 福 祉 課	111,655		111,655				
-----------------	---------	--	---------	--	--	--	--

国民健康保険事業特別会計

国 保 ・ 高 齢 者 医 療 課	182,815,217		182,815,217				
健 康 づ く り 推 進 課	176,639		176,639				
合 計	182,991,856		182,991,856				

総 合 計	360,213,030	119,407	360,332,437	3,676		101,611	14,120
-------	-------------	---------	-------------	-------	--	---------	--------

令和7年度11月補正予算説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
16	社会福祉総務費	1,387,092	4,300	1,391,392			4,300	1. 社会福祉諸費 新 住まいの再建支援事業 令和7年8月豪雨において住まいの再建を行う応急仮設住宅入居者等に対し、再建に要する経費について助成	
18	災害救助費	5,381,094	5,000	5,386,094			5,000	1. 災害救助対策費 新 被災者生活再建支援事業 令和7年8月豪雨における被災者生活再建支援法非適用市町村に居住の被災者に対し、適用市町村と同等の支援金を助成	
課計		9,598,819	9,300	9,608,119			9,300		

繰越明許費補正（追加）

課名 健康福祉部 (一般会計)

(単位 : 千円)

議 案 數	款 名	項 名	金 額	備 考
7	民生費	社会福祉費	589, 683	・県総合福祉センター管理費 ・福祉総合相談所運営費 ・福祉センター設備等改修事業
		児童福祉費	276, 471	・こども総合療育センター管理運営費
7	衛生費	公衆衛生費	4, 554	・精神保健福祉センター維持補修費
		環境衛生費	208, 749	・動物愛護推進事業
健康福祉部 計			1, 079, 457	

債務負担行為補正（変更）

課名 健康福祉政策課

(健康福祉政策課、社会福祉課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課、健康づくり推進課、薬務衛生課)

(単位：千円)

議 案 數	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
17	保健・医療・福祉関係業務	令和8年度 ～令和11年度	140,088	令和8年度 ～令和11年度	396,735
		年次別内訳		年次別内訳	
		令和8年度	33,946	令和8年度	290,593
		令和9年度	39,410	令和9年度	39,410
		令和10年度	44,874	令和10年度	44,874
		令和11年度	21,858	令和11年度	21,858

令和7年度11月補正予算説明資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地 方 債			
19	公衆衛生 総務費	348,957	101,364	450,321			101,364	1. 国庫支出金返納金 ・国庫支出金精算返納金 新型コロナウイルス感染症緊 急包括支援交付金等の事業費 再確定に伴う国庫支出金返納 金	
課 計		1,701,155	101,364	1,802,519			101,364		

令和7年度11月補正予算説明資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
17	児童福祉総務費	4,247,996	42	4,248,038			42	1. 国庫支出金返納金 ・国庫支出金精算返納金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金 42	
課 計		24,648,148	42	24,648,190			42		

令和7年度11月補正予算説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
17	児童福祉 総務費	307,394	1,144	308,538			1,144	1. 国庫支出金返納金 ・国庫支出金精算返納金 物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金の事業費確定に 伴う国庫支出金返納金 1,144	
課 計		12,318,004	1,144	12,319,148			1,144		

債務負担行為補正（追加）

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
11	社会的養護自立支援業務	令和8年度 ～令和10年度	84,723
		年次別内訳	
		令和8年度	28,241
		令和9年度	28,241
		令和10年度	28,241
11	児童家庭支援センター運営業務	令和8年度 ～令和10年度	153,477
		年次別内訳	
		令和8年度	51,159
		令和9年度	51,159
		令和10年度	51,159

令和7年度11月補正予算説明資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地 方 債			
19	公衆衛生 総務費	7,325,677	7,557	7,333,234	3,676		205	3,676	1. 保健医療推進対策費 ・ヘリ救急医療搬送体制推進事業 熊本赤十字病院が行うドクタ ーへリ運営に対する助成額の 増 2. 国庫支出金返納金 ・国庫支出金返納金 新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金等の事 業費確定に伴う国庫支出金返 納金
課 計		8,572,835	7,557	8,580,392	3,676		205	3,676	

債務負担行為補正（追加）

病院局

(単位：千円)

議 案 數 頁	事 項	期 間	限 度 額
30	庁舎等管理業務	令和8年度	93,406
30	情報処理関連業務	令和8年度	10,712

令和7年度 11月補正(追号)予算 課別一覧表

健 康 福 祉 部

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
健 康 福 祉 政 策 課	9,598,819	97,426	9,696,245	464		411	96,551
健 康 危 機 管 理 課	1,701,155	18,386	1,719,541				18,386
高 齢 者 支 援 課	3,494,131	8,287	3,502,418				8,287
認 知 症 施 策・地 域 ケ ア 推 進 課	28,987,817	5,445	28,993,262			206	5,239
社 会 福 祉 課	5,207,217	27,009	5,234,226	1,589			25,420
子 ど も 未 来 課	24,648,148	8,731	24,656,879	681			8,050
子 ど も 家 庭 福 祉 課	12,318,004	31,941	12,349,945	3,338		779	27,824
障 が い 者 支 援 課	27,309,824	44,517	27,354,341	411			44,106
医 療 政 策 課	8,572,835	11,613	8,584,448				11,613
国 保・高 齢 者 医 療 課	51,890,796	4,122	51,894,918				4,122
健 康 づ く り 推 進 課	3,098,227	7,390	3,105,617	206			7,184
薬 務 衛 生 課	282,546	4,960	287,506				4,960
合 計	177,109,519	269,827	177,379,346	6,689		1,396	261,742

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子 ど も 家 庭 福 祉 課	111,655		111,655			
-----------------	---------	--	---------	--	--	--

国民健康保険事業特別会計

国 保・高 齢 者 医 療 課	182,815,217	272	182,815,489			272	
健 康 づ く り 推 進 課	176,639		176,639				
合 計	182,991,856	272	182,992,128			272	

総 合 計	360,213,030	270,099	360,483,129	6,689		1,668	261,742
-------	-------------	---------	-------------	-------	--	-------	---------

令和7年度11月補正予算(追号)説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説 明	
					特定期 間		一般財源		
					国支出金	地方債	その他		
24	社会福祉 総務費	1,387,092	10,191	1,397,283			411	9,780	1. 職員給与費 ・社会福祉関係職員給 2. 民生委員費 ・民生委員費 会計年度任用職員報酬等改定 による増 3. 社会福祉諸費 ・福祉総務費 会計年度任用職員報酬等改定 による増 4. 福祉総合相談所費 ・福祉総合相談所運営費 会計年度任用職員報酬等改定 による増 5. やさしいまちづくり事業費 ・やさしいまちづくり推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地 方 債			
24 ～ 25	障 害 者 福 祉 費	187,881	6,507	194,388			6,507	1. リハビリテーションセンター費 ・リハビリ関係職員給 <u>6,507</u>	
27	社会福祉施設費	40,539	1,333	41,872			1,333	1. 女性相談センター費 ・女性相談センター職員給 <u>1,333</u>	
30 ～ 31	児童福祉施設費	439,200	14,400	453,600			14,400	1. 児童相談所費 ・児童相談所職員給 <u>12,023</u> 2. 児童一時保護所費 ・中央一時保護所職員給 <u>2,377</u>	
33	災 害 救 助 費	5,381,094	616	5,381,710	354		262	1. 災害救助対策費 ・災害救助事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>616</u>	
34	公 衆 衛 生 総 務 費	50,246	645	50,891	110		535	1. 職員給与費 ・公衆衛生関係職員給 <u>295</u>	

令和7年度11月補正予算(追号)説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
								2. 衛生統計調査費 (1)衛生統計関係職員給 (2)保健統計調査事務費 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
35	保 健 環 境 科 学 研 究 所 費	266,556	7,466	274,022			7,466	1. 職員給与費 ・保健環境科学研究所職員給 2. 管理運営費 ・保健環境科学研究所運営費 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
40	保 健 所 費	1,754,487	56,268	1,810,755			56,268	1. 職員給与費 ・保健所職員給 2. 保健所管理運営費 ・保健所管理運営費 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
課 計		9,598,819	97,426	9,696,245	464		411	96,551	

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地 方 債			
34	公衆衛生総務費	348,957	5,857	354,814			5,857	1. 職員給与費 ・健康危機管理職員給 2. 肝炎対策費 ・肝炎対策事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>5,035</u> <u>822</u>	
36	食品衛生指導費	452,888	12,529	465,417			12,529	1. 食肉衛生検査所費 (1)食肉衛生検査所職員給 (2)と畜検査整備事業(食肉衛検分) 会計年度任用職員報酬等改定 による増 (3)食鳥肉処理安全対策事業(食肉 衛検分) 会計年度任用職員報酬等改定 による増 (4)対米等輸出食肉検査事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>10,697</u> <u>5,181</u> <u>3,513</u> <u>1,285</u> <u>718</u>	

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説	明		
					特 定 財 源		一般財源				
					国支出金	地 方 債					
								2. 職員給与費 ・動物愛護センター職員給	1,832		
課 計	1,701,155	18,386	1,719,541				18,386				

令和7年度11月補正予算(追号)説明資料

課名 高齢者支援課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
25	老福祉人費	1,752,776	8,287	1,761,063			8,287	1. 職員給与費 - 高齢者支援課職員給 2. 高齢者福祉対策費 - 高齢者福祉計画・介護保険事業 支援計画等評価・推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 3. 介護保険対策費 (1) 指定サービス事業者管理事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 (2) 介護サービス情報の公表制度支 援事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 (3) 訪問介護等サービス提供体制確 保支援事業(経済対策分) 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
	課計	3,494,131	8,287	3,502,418			8,287		

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 認知症施策・地域ケア推進課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
25	老福祉費	28,966,858	5,445	28,972,303			206	5,239	1. 職員給与費 ・認知症対策・地域ケア推進課職員給 2. 高齢者福祉対策費 ・高齢者権利擁護等推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 3. 介護保険対策費 (1)ケアマネジメント活動推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 (2)事務補助会計年度任用職員費 会計年度任用職員報酬等改定 による増
	課計	28,987,817	5,445	28,993,262			206	5,239	

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 社会福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
24	社会福祉 総務費	162,398	1,316	163,714			1,316	1. 職員給与費 ・社会福祉関係職員給 1.316	
25 ～ 26	遺家族等 援護費	91,182	2,079	93,261	820		1,259	1. 職員給与費 ・援護関係職員給 1.259 2. 遺家族等援護費 ・特別給付金等支給事務費 会計年度任用職員報酬等改定 による増 820	
32	生活保護 総務費	899,601	23,072	922,673	769		22,303	1. 生活保護事務費 (1)生活保護事務費 会計年度任用職員報酬等改定 による増 2,704 206 (2)生活困窮者自立支援プラン推進 事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 616 (3)生活保護適正実施推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 856	

令和7年度11月補正予算(追号)説明資料

課名 社会福祉課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
								(4) 生活困窮者総合相談支援事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 2. 福祉事務所費 ・生活保護関係職員給 3. 生活保護指導職員設置費 ・生活保護指導職員給	
34	精神保健費	27,081	542	27,623			542	1. 精神保健費 ・ひきこもり支援推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
課 計		5,207,217	27,009	5,234,226	1,589		25,420		

令和7年度11月補正予算(追号)説明資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
24	社会福祉総務費	230,179	7,294	237,473			7,294	1. 職員給与費 ・少子化対策関係職員給与費 <u>7,294</u>	
30	児童福祉施設費	1,347,000	542	1,347,542	270		272	1. 市町村保育施設運営費補助 ・特別保育総合推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>542</u>	
34	公衆衛生総務費	1,109,053	689	1,109,742	411		278	1. 衛生諸費 ・旧優生保護法補償金等支給事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>411</u> 2. 母子医療対策費 ・小児慢性特定疾病対策事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>278</u>	

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
85 ～ 86	私 振 興 費	599,643	206	599,849			206	1. 私学振興助成費 ・私立幼稚園経常費助成費補助 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
	課 計	24,648,148	8,731	24,656,879	681		8,050		

令和7年度11月補正予算(追号)説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
27	社会福祉施設費	76,833	2,878	79,711			2,878	1. 女性相談センター費 (1) DV対策支援事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 (2) 女性一時保護管理運営費(運営費) 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
29	児童福祉総務費	307,394	3,876	311,270			3,876	1. 職員給与費 ・子ども家庭福祉関係職員給	
29 ～ 30	児童措置費	8,100,823	8,679	8,109,502		779	7,900	1. 清水が丘学園費 (1) 清水が丘学園職員給 (2) 清水が丘学園管理運営費(運営費) 会計年度任用職員報酬等改定 による増 (3) 清水が丘学園管理運営費(扶助費等) 会計年度任用職員報酬等改定 による増	

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
30	母子福祉費	1,926,161	2,708	1,928,869			2,708	1. ひとり親対策費 ・ひとり親家庭等相談事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 2. 児童扶養手当支給事業費 ・児童扶養手当支給事業費 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
30	児童福祉施設費	1,906,359	13,800	1,920,159	3,338		10,462	1. 児童相談所費 (1) 児童相談所職員給 (2) 児童保護費負担金徴収促進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 (3) 子ども虐待防止総合推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 (4) 里親推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増	

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説	明		
					特 定 財 源		一般財源				
					国支出金	地 方 債					
								2. 児童一時保護所費 ・中央一時保護所管理運営費（運 営費） 会計年度任用職員報酬等改定 による増	2,584		
課 計	12,318,004	31,941	12,349,945	3,338		779	27,824				

令和7年度11月補正予算(追号)説明資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地 方 債			
24 ～ 25	障害者福祉費	17,404,275	12,803	17,417,078			12,803	1. 職員給与費 ・社会福祉関係職員給 2. 障がい者福祉諸費 (1)障害者介護給付費等支給支援事業 会計年度任用職員報酬等改定による増 (2)障がい者理解促進・権利擁護事業 会計年度任用職員報酬等改定による増 (3)工賃向上・農福連携による自立応援事業 会計年度任用職員報酬等改定による増 3.リハビリテーションセンター費 ・更生相談所費 会計年度任用職員報酬等改定による増	

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地 方 債			
								4. 知的障害者更生相談所費 ・療育手帳出張判定事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>820</u>	
29	児童福祉 総務費	10,531	411	10,942	411			1. 特別児童扶養手当支給事務費 ・特別児童扶養手当支給事務費 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>411</u>	
30 ～ 31	児童福祉 施設費	1,647,820	26,454	1,674,274			26,454	1. こども総合療育センター費 ・こども総合療育センター職員給 <u>26,454</u>	
34	公衆衛生 総務費	365,353	3,227	368,580			3,227	1. 職員給与費 ・精神保健関係職員給 <u>3,227</u>	
34 ～ 35	精神保健費	272,586	1,622	274,208			1,622	1. 精神保健費 (1)精神医療適正化対策事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>1,544</u> <u>820</u>	

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地 方 債			
								(2) 精神障害者保健福祉手帳交付事業 会計年度任用職員報酬等改定による増 (3) 自殺予防等対策推進事業 会計年度任用職員報酬等改定による増 2. 精神保健福祉センター費 ・精神保健福祉センター人件費 会計年度任用職員報酬等改定による増	
								411 313 78	
課 計	27,309,824	44,517	27,354,341	411			44,106		

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地 方 債			
41	医 藥 薬 総 务 費	358,772	10,929	369,701			10,929	1. 職員給与費 (1) 地域医療推進職員給 (2) 研修医師職員給	
41	医 务 費	300,795	272	301,067			272	1. 医務行政費 ・医事関係業務管理指導費 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
42	保 健 師 等 指 導 管 理 費	587,591	412	588,003			412	1. 看護行政費 ・看護行政一般事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 2. 看護師等確保対策費 ・看護学生の県内定着促進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
課 計		8,572,835	11,613	8,584,448			11,613		

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 国保・高齢者医療課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地 方 債			
26	國民健康保険指導費	6,973,616	3,850	6,977,466			3,850	1. 職員給与費 ・国保・高齢者医療職員給 2. 国民健康保険助言指導費 ・国民健康保険助言指導等事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
97	國民健康保険事業特別会計繰出金	10,887,100	272	10,887,372			272	1. 繰出金 ・国民健康保険事業特別会計繰出 金 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
課 計		51,890,796	4,122	51,894,918			4,122		

令和7年度11月補正予算(追号)説明資料

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
34	公衆衛生 総務費	2,791,430	7,390	2,798,820	206		7,184	1. 職員給与費 ・健康づくり推進課職員給 2. 健康づくり推進費 ・歯科保健推進事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 3. 栄養指導対策費 ・調理師法施行事務費 会計年度任用職員報酬等改定 による増 4. 原爆被爆者特別措置費 ・原爆被爆者特別措置費事務費 会計年度任用職員報酬等改定 による増 5. 難病対策費 ・指定難病医療費事務費 会計年度任用職員報酬等改定 による増	
	課計	3,098,227	7,390	3,105,617	206		7,184		

令和7年度11月補正予算(追号)説明資料

課名 薬務衛生課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
36	環境衛生 総務費	43,214	1,572	44,786			1,572	1. 職員給与費 ・生活衛生職員給 <u>1,572</u>	
37	生活衛生 指導費	38,343	206	38,549			206	1. 生活衛生対策費 ・住宅宿泊事業適正運営確保事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>206</u>	
41	医務 薬費 総務費	73,108	2,464	75,572			2,464	1. 職員給与費 ・薬務職員給 <u>2,464</u>	
42	薬務費	107,577	718	108,295			718	1. 職員給与費 ・薬務行政関係職員給 <u>512</u> 2. 薬務行政費 ・薬事許認可事業 会計年度任用職員報酬等改定 による増 <u>206</u>	
課計		282,546	4,960	287,506			4,960		

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

課名 国保・高齢者医療課

(熊本県国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

令和7年度11月補正予算 総括表

病院局

(単位:千円)

		収益的収支			資本的収支		
会計名	区分	収入	支出	損益	収入	支出	差引
病院事業会計	補正前の額	1,664,284	1,664,292	-8	414,962	562,347	-147,385
	補正額	0	43,269	-43,269	0	0	0
	計	1,664,284	1,707,561	-43,277	414,962	562,347	-147,385

- (注) 1 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用をいう。
 2 資本的収支とは、建物・施設の建設や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入をいう。
 なお、資本的支出が収入を上回る部分は、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填する。

令和7年度11月補正予算（追号）説明資料

病院局

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
148	収益的出支	1,664,292	43,269	1,707,561			43,269	1. 医業費用 ・給与費 病院局職員給及び会計年度任用職員報酬等の改定による増	
		1,664,292	43,269	1,707,561			43,269	43,269	

第 11 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正) 第2条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第34条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児(第41条第4項において「乳幼児」という。)に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
--------------------------------------	--

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正) 第3条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第3号中「幼児()の次に「第28条第2項の表、」を加える。

第28条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法

(昭和40年法律第141号) 第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例（案）の概要

子ども未来課

議案番号	条 例 名	内 容
第11号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正に伴い、関係規定を整備する。</p> <p>2 内容</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係規定の整備を行う。</p> <p>① 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（第14条関係）</p> <p>② 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第34条関係）</p> <p>③ 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第6条、第28条関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>

第 12 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)第10条

(2) 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年熊本県条例第13号)第13条

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(一部改正)
第2条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。
(虐待等の禁止)

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第3条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第5条第3項中「第15条の2第1項」を「第15条第1項」に改める。

第15条を削り、第15条の2を第15条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必

要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

**熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例（案）の概要**

子ども未来課

議案番号	条 例 名	内 容
第12号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	1 条例改正の趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、関係規定の整理を行う。 2 内容 (1) 児童福祉法の改正に伴う関係条例の規定の整理を行う。 ① 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（第10条関係） ② 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（第13条関係） ③ 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第42条関係） (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（第3条の2、第15条、第15条の2関係）
3	施行期日 公布の日	

第13号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第27条第5項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第29条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「ことも家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第37条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第3項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第60条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第60条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第61条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第97条第6項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第98条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第98条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第105条第3項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削

る。

第106条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第106条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第107条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第108条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例)

第2条 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年熊本県条例第

13号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例（案）の概要

子ども家庭福祉課

議案番号	条例名	内 容
第13号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例（案）	<p>熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（昭和23年厚生省令第63号）及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する。</p> <p>本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p>（1） 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第1条】</p> <p>① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う関係規定の整備を行う。（第27条、第29条、第37条、第38条、第59条—第61条、第97条、第98条、第105条—第108条関係）</p> <p>② 所要の規定の整理を行う。（第107条関係）</p> <p>（2） 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例【第2条】</p> <p>一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う関係規定の整備を行う。（第21条関係）</p> <p>3 施行期日 令和8年3月1日</p>

第 14 号

障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例の制定について

障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例
(障害のある人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正)

第1条 障害のある人も共に生きる熊本づくり条例(平成23年熊本県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「同条第18項」を「同条第19項」に、「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例)の一部改正)

第2条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第161条の9中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第209条第1項中「第159条の4」の次に「、第161条の9」を加える。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第60条の8中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例（案）の概要

障がい者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第14号	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例	1 条例改正の趣旨 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する。 2 内容 (1) 改正【第1条】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第8条関係） (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正を踏まえた関係条例の規定整備 ① 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第161条の9、第209条関係） 【第2条】 ② 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（第60条の8関係）【第3条】
3	施行期日 公布の日	